

新潟市市民協働推進本部設置要綱

(目的)

第1条 市民と地域が学び高め合う、安心協働都市を目指し、職員の協働意識及び庁内の横断的な取組に関する改革と地域における市民公益活動がさらに活発になるための環境整備を図るため、新潟市市民協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域コミュニティ（新潟市自治基本条例（平成20年新潟市条例第1号）第26条第2項に規定する地域コミュニティをいう。）との協働の推進に関する事項
- (2) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市民生活部を所管する副市長をもって充て、副本部長は市民生活部長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を構成員又はオブザーバーとして出席させることができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が必要と認めたときは、本部構成員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。
- 3 部会名、部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

- 6 部会に幹事課を置き、部会長が所属する課を幹事課とする。
- 7 部会で専門的な課題を検討するため、ワーキングチームを設置することができる。
- 8 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、市民生活部市民協働課に置く。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、事務局において処理する。

- 2 部会及びワーキングチームの庶務は、幹事課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

政策企画部長、統括政策監、危機管理防災局長、文化スポーツ部長、観光・国際交流部長、国際・広域観光担当部長、環境部長、福祉部長、こども未来部長、保健衛生部長、経済部長、農林水産部長、都市政策部長、まちづくり政策担当、建築部長、土木部長、下水道部長、総務部長、財務部長、税務監、財産経営推進担当部長、8区長、会計管理者、議会事務局長、消防局長、2教育次長、市民病院事務局長、水道局総務部長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、中央農業委員会事務局長